

12月3日～9日は「障害者週間」です

「障害者週間」は、広く障害者福祉について関心と理解を深め、障害者が社会活動に参加する意欲を高めるための期間です。障害のある人もない人も、その人らしさを認め合いながら共生できる社会をつくっていきましょう。

ご存じですか？ 障害に関するマーク

●ヘルプマーク

障害のある人の中には、見た目ではわかりづらい障害を持っている人や意思表示ができない人がいます。そのような人たちが周囲に配慮を必要としていることを知らせるのがヘルプマークです。ヘルプマークをつけている人を見かけたら、席を譲ったり、災害時の避難を支援したりしてください。障害者手帳がなくても、難病の方や妊娠初期の方も使用できます。



●駐車区画許可証

障害のある方や高齢者、妊産婦などの移動に配慮を要する方が使いやすい「障害者等用駐車区画」を利用するための利用者証です。有効期限内であれば、対象となる駐車区画に駐車できます。必ず駐車できるわけではありませんのでご了承ください。

本当に必要な人が利用できるように区画を空けておきましょう。



●身体障害者マーク・聴覚障害者マーク

「身体障害者マーク」は肢体不自由であること、「聴覚障害者マーク」は聴覚障害であることを理由に、運転免許証に条件付けされている方が運転する車に表示するマークです。「身体障害者マーク」の表示は努力義務であるのに対し「聴覚障害者マーク」は義務であるため必ず表示されています。

やむを得ない場合を除き、これらのマークが付いている車に幅寄せや割り込みをした場合、道路交通法により罰せられます。



身体障害者マーク 聴覚障害者マーク

今回紹介したマーク以外にも、さまざまな障害に関するマークがあります。見かけた際には「おもしろい・ゆずりあい・たすけあい」の心で行動しましょう。



写真解説

- ①～③ 佐野 有美さんによる講演会
- ④⑤ 福祉太鼓の皆さまの力強い太鼓演奏
- ⑥～⑨ 会場内での作業所の物品販売の様子。多くの皆さまにご購入いただきました。
- ⑩～⑭ 作業所や支援学校の作品展コーナー
- ⑮ "折り染め"の体験コーナー
- ⑯ 手話体験
- ⑰ ボッチャ体験

あつて、できないと思ってしまうこともできる方法を探してチャレンジしていくことが大切」と元氣な笑顔で語ってくださいました。